

「行疫流行神」考

船城 梓

一、はじめに

『今昔物語集』について研究していると、時としていきなり隘路に入り込んでしまうようなことがある。

それは『今昔物語集』編纂の正確な時期が不明であること、一部の巻が欠けていること、中世における享受がほとんど辿り得ないことなどによって引き起こされていることが多い。かてて加えて、基本的に他文献の引用によって集全体が形成されているため、文章中の編者（「編纂」主体）の文学的営為を認定することに常に困難があるという、説話集全体に共通する問題が大きく横たわる。要はこうした条件を考慮に入れた時、どのように当該の文章を読み、解釈を固定し、その読みを吟味・検討するのかが、かなり制限されてしまうことがあるのである。

勿論、諸先覚も同じような問題に突き当たってきた関係で、出典・同文的同話との徹底的比較や、あるいは各巻の冒頭教話、特に巻頭話の重視といった方法で解決が図られてきたのであるが、そうした方法をもつてしてもなかなか解決の出来ない巻・所収話も現れてくる。

今回取り上げる「行疫流行神」という存在について語る、巻二十七第一、およびその収められるところの巻二十七も又そうした巻であり所収話である。

巻二十七「或所膳部見善雄伴大納言靈語第十一」は、次のようなあらすじを持つ所収話である。

「咳病がひどくはやった年に、某家に勤める膳部の前に赤い服を着た男が現れ、自分は「行疫流行神」となったかつての大納言伴善雄であり、今年の咳病は本来疫病により「国ノ人」はみな死ぬところを、かつての「国ノ恩」を思い自分が咳病となるようにしたので、そのことを知らせようと思ひ現れた、と言つて消えた」、というものである。

話の筋そのものは難解とは言えない。にもかかわらず、巻二十七第十一には問題がある。

それは、なぜ「行疫流行神」の現れる本所収話が巻二十七の中でもこの第十一という位置におかれたのか、ということが良くわからないということである。

そもそも巻二十七は「靈鬼」という表題を持ち、怪異な存在を扱う巻であるが、概ねそこに現れるのは、「鬼」・「靈」・「精」・「野猪」・「野干（狐）」・「神」の五つの種別の存在であるとされる。「鬼」は「人を殺す」ないし「人を食う」という特徴を有し、対して「靈」は「人間を直接殺さない」ともとされ、「神」は正体不明であるという。¹⁾

この時、仮に「行疫流行神」を「神」に分類するならば、直前・直後の二所収話すなわち第十と第十二はそれぞれ「鬼」の話とされており、その二所収話に挟まれる形で「神」の話が存在していることは、いわゆる『今昔物語集』の二話一類の性質からいっても不思議と言つて良い。

これを踏まえた上で先行研究を見てみるならば、岩波新日本古典文学大系『今昔物語集』²⁾（以下新大系本）第五巻における森正人氏の巻二十七各巻解説では「第7―第19話が鬼」と述べられ、『今昔物語集を学ぶ人のために』³⁾に載せられる川鶴進一氏による全巻構成表でも、「1〜31 靈・鬼・精」とされ、「42〜45 鬼神」とされることを鑑みれば、第十一を「神」の話としては扱っていないようである。

しかしながら、筆者としては「行疫流行」神⁴とあるものを、にわかには他の種別に分類しがたいように思われるのである。

そして如上のような状況にあることを考えると、「行疫流行神」について再度考察を行うことで巻二十七第十一さらには巻二十七全体についてもささかこれまでと違った見方がしうるのではなからうかとも思うのである。というのも通常この様な場合、所収話と他文献すなわち出典・同文的同話・類話といったものとの比較から内容を読み解いていくのが常道なのであるが、巻二十七はそれらがほとんど発見されておらず、別の方法に依らざるを得ないという事情があるのである。

そこで本稿においては、「行疫流行神」について検討してみることとした。い。

二、先行注釈・研究について

ここでは先行の近年の諸注釈・諸研究がどのようにこの「行疫流行神」について捉えているか確認しておきたい。

まず注釈であるが新大系本では、一〇六頁注十七に

疫病をはやらせる神。「行疫神」(巻十三・34)・「疫神」(巻二〇・18)

とも。「オソロシゲナル者ドモ」(古事談三・63)「異類異形ナル、其数モ不知」(沙石集・五本・1)と、夜に横行する鬼神として想像さ

れていた。この世に恨みを残して死んだもの、特に政治的犠牲者は御霊となつて国土に妖災疫病をもたらすと考えられていた。

という指摘を行っている。又、森氏は同時に『今昔物語集 宇治拾遺物語 必携』⁵「霊」の項の中で、「行疫流行神」を「御霊」と見なした上で、善雄が

「疾疫」を「咳病」にとどめたことから「御霊は疫神と守護神の二面を備えていることが知られる」としており、興味深い。しかしながら、新大系本各巻解説で巻二十七第十一を「鬼」の話とする点などを考え合わせると森氏の「行疫流行神」の位置づけについて猶疑問がない訳ではない。

新編日本古典文学全集『今昔物語集』⁶(以下新編全集本)第四巻における四三頁注一七では、

疫病をはやらせる神。「行疫神」「疫神」とも。和「瘧鬼」和名疾疫 邪病加鬼

とし、『和名類聚抄』をひいて「行疫流行神」に「えやみのかみ」という訓を与えている。

近時の研究上では、佐藤弘夫氏『起請文の精神史—中世世界の神と仏』⁶(以下『起請文の精神史』)が注目される。この中で氏は、「綾部時光等起請文」にみられる

奉始上梵王・帝釈・四大天王・炎魔法王・五道大神・泰山府君、殊日
本第一熊野・金峰、王城鎮守諸大明神、御寺大仏・八幡菩薩

という記述や永仁四年(一一二九六)の「久長起請文」に見える、

大日本国中大小諸神、惣ハ奉始天照大神・王城鎮守諸大明神、別ハ熊野・金峯・白山・山王・北野・平野・賀茂上下・春日大明神・稻荷・祇園・松尾、殊取別ハ、正八幡・大仏・四王・二月堂大聖観自在菩薩・七堂三宝・当年行疫流行神

という記述などを挙げながら、起請文に現われる神仏の相を分析し、「疫神」や「御霊」といった怨霊的な存在が起請文に現われ神仏と併せて列挙されている理由を、本来大陸からの輸入概念であったこうした存在が取り込まれ日本化して行くという、中世日本におけるこれらの存在に対する祭祀の深化及び神道の確立に求めている。

こうした時、所謂今日的な意味での神道の形成がなされる前後に編纂されたとされる『今昔物語集』において現れてくるのは何故か、ということを含めこの「行疫流行神」について様々な問題が現在も残されていることが了解されると思われるのである。

三、行疫流行神をめぐって

ここでは実際にどのように「行疫流行神」あるいは「行疫神」といった存在が諸文献に出てくるのかを考えて行きたい。

まず、『平安遺文』⁷⁾に収載されている用例から見ておきたい。『平安遺文』では

奉讀

般若經五千六百卷

□通 仰旨二十ヶ日間、奉為 當年行疫神等、至心轉讀如件、

元慶四年正月十五日

童子寶

童子弟

童子滿

童子榮

(大般若經卷數)、四五三二番、園城寺文書、傍線筆者以下同)

という用例が見出される。すでに元慶年間(八七七〜八八四)に「行疫神」が信仰されていた乃至ある種の祭祀の下にあったことが窺われる。また、それが園城寺という場において行われていたものであることも注目して良いであろう。猶、「行疫神」・「行疫流行神」ではなく、「疫神」の用例が「疫神祭」の形で六例ある。

続いて他の文書を見て行こう。まず先行研究が卷二十七について陰陽道の存在の大きさを指摘するところを鑑みれば、陰陽道書について見てゆくのが至当である。しかしながら、『今昔物語集』と同時代に用いられたと考えられる陰陽道書は、今日殆ど散佚しており、利用することが出来ない。利用できるものとしては『占事略決』・『陰陽雜書』があり、後者には一例「疫神在所」の形で「疫神」の用例が見られるが、「行疫神」・「行疫流行神」の用例は無い。同じく陰陽道書『篋篋内伝』「疫神裁断日」条には一例「行疫神」の用例が見られるのであるが、『篋篋内伝』成立の時代は、一般に一二〇年代〜一五六六年頃と言われる『今昔物語集』編纂期より下り過ぎっており、陰陽道と「行疫神」の関わりは窺わせるものの、その様相を示し今回必要な視点をもたらすという所まではいかない。⁸⁾ ついで、仏教に関する文書から。まずは参考として以下を挙げる。

敬寫金光明最勝王經一部^下

右已上寫經功德並用莊嚴

太山府君 平等大王 五道大神 天曹地府 伺命伺録

土府水官 行病鬼王 井役使 府君諸郎君

及善知識 胡使録公 使者 檢部曆官^下

関官 保人可轉 及新三使 風伯雨師等状

願哀垂納受功德乞延年益壽

一読して、これが佐藤氏の挙げた「綾部時光等起請文」・「久長起請文」とよく似た形態であることに気づくであろう。

実は、これは日本の文献ではない。敦煌で発見された所謂敦煌文書の、スタイン六八八四という『最勝王金光明経』の写経の識語である。この識語については、既に金岡照光氏が中国における仏教と道教のつながりの点から考察されている。

「行病鬼王」と「行疫流行神」とで違いはあるものの、この資料が存在する意味を考えるならば、佐藤氏の指摘するところを越えて、中国仏教の影響下にこうした形態の定型文が存在していたことが窺え、先程の起請文やそこに現れる各存在は、そうした視野抜きには語り得ないものといえるであろう。

筆者の管見に入った限りにおいては、「太山府君・五道大神・司命・司録」といった冥官を伴うこうした文型は、密教の修法の中で用いられており、結果密教の伝書の中で多く見られるのである。一例として、寛助の『別行抄』巻七「二十七宿三九秘法」中にみられるものを挙げる。

奉請大梵天王帝釋天主。日天月天貪狼星巨門星祿存星文曲星廉貞星破軍星。七曜九執二十八宿。十二月將三十六禽。閻魔法王五道冥官。大
山府君司命司録天神地祇。皆來就坐受我禮奠。

了解される通り、一定の文型の存在が窺われる。内容的な特徴として、「十二月將三十六禽」といった陰陽道関係の存在があらわれることも興味深い。

右には「行疫流行神」「行疫神」の名が見えないが、これらが現れるもの

として実運の『秘藏金寶鈔』巻七「ヤマデーバ」法（原梵字、焰魔提婆法）の祭文を見よう。

敬白真言教主大日如来。十方三世諸仏菩薩埵。梵天帝釋。四大天王。焰魔法王。泰山府君。司命司録。五道大神冥官冥衆。年中行疫神等。而言。（後略）

如上のように密教資料の中に「行疫神」・「行疫流行神」は出現するわけであるが、特に多く現れるのが、仁平四年（一一五四）頃に編まれた『行林抄』である。筆者の調査によれば九例の用例が見出された。ここまで見えてきた伝書は皆東密のものであったが、これは台密のものであることも、特筆される。

これによれば、まず台密最大の秘法である「熾盛光法」について、「私云」として七十七尊に北斗七星・山王などとならんで「行疫」を加える場合について述べられていることが注目される（「熾盛光法」七十餘尊名数）。又件の神仏列挙の定型の形で出てくるものとしては「地天法」に

至心謹請	堅牢地天	大辨功德	中央黃帝	東方青帝	南方赤帝
西方白帝	北方黑帝	十二神將	日遊月殺	將軍大歲	黃幡豹尾
青龍白帝	朱雀玄武	六甲禁譚	土府伏龍	普天率土	大小神祇
王城鎮守	諸大明神	年中行疫	流行神等	巖石池溝	草木叢林
方維主託	竈神井神	庫藏廩厨	門戸等神	與諸眷屬	降修道場
受此供養	某甲所願	如意満足	請車輅		

とあらわれる他、「羅刹天法」勸請文・「安鎮法」祭文等にも見られる。興

味深いのは「神供」勸請文に

敬_テ奉始八方神_天一太白大將軍王相。大歳八神・行疫流行神等ノ年中
 ノ一切神祇・冥道閻魔法王・五道大臣・太山府君・伺命伺録等ノ一切
 冥官冥類・聖歡喜天・大黒天神・堅牢地神・五帝竜神・山王三聖王子
 眷属・赤山明神・當所權現王城鎮主諸大明神・當所主託護法神等。日
 本國中有勢無勢已知印未知印權実_二類。總_テ普天率土ノ一切天神地祇
 乃至一切ノ夜叉・部他南・餓鬼。鬼類_ニ申_シ言_サク(後略)

となっていて、通常「行疫流行神」以前にあらわれる閻魔・太山府君とい
 った冥官系神格や山王権現といった日本の神格より先に「行疫流行神」が
 あらわれてくることであり、こうした台密儀式における「行疫流行神」、更
 に踏み込んでいうならば同時代の仏教における「行疫流行神」の位置づけ
 は実は想像以上に重いものであると考えられるのではなからうか。

その点で「焰魔天法」裏書に「焰魔天秘法」として示される印契中に「大
 神印」・「五道大神印」とならんで、「行疫神印」が見られることは注目され
 る。裏書であつて『行林抄』編者静然の記述であるか定かではないものの、
 表の発願文には冥官系神格が列挙されるものの「行疫神」は挙げられない
 ことから、無視し得ないものであると思われる¹⁵⁾。

さらに密教伝書以外で『今昔物語集』編纂前後の資料として、『朝野群載』
 卷三(文筆下・祭文)中の、藤原令明作「地神供祭文」(関白藤原忠実地
 神供祭文)に先程来見してきたような文面が見られる。

維永久五年歳次丁酉八月丙辰十二日丁卯。南瞻浮州大日本国關白從一
 位藤原朝臣某歸命稽首。敬白_二理智不二。清淨法身。摩訶毘盧遮那如來。

三世十方。一切諸佛。一切頂輪王菩薩。地前地上。諸大薩埵。聲聞・覺。
 諸賢聖衆。別白本尊海會。一字金輪。仏法護持。多聞天王。堅牢地神。
 部類眷属。五帝龍王。十二月將諸天曜宿。冥官冥類。日遊月飾。將軍
 大歳。黄幡。豹尾。王土地神。青龍白虎。朱雀玄武。六甲禁口諸神。
 王城鎮守。諸大明神。行疫流行。一切鬼神等_一言。(後略)

『富家語』によれば、この頃(永久年間)忠実が高倉殿を新造しようとし
 た所、白河院が不吉なことがあるのではないかといったことから、鴨院を
 新造することになった(『富家語』三八話、保元二年)。その鴨院新造に伴
 う地神供(『殿曆』永久五年八月十二日条)の祭文の冒頭部分が、右の文章
 である。現れる神仏こそ多いものの、これまで見てきた資料と共通した定
 型的文章と言つて良い。又密教乃至仏教的儀式の中で用いられるものとい
 う点でも共通している。特に『行林抄』の「地天供」のものとは共通する
 部分が多く見られる。この時具体的にどの様な修法を誰が行っているのか
 ということについて諸史料中からは確認できなかったのであるが、当時、
 忠実の崇敬を受け多くの修法を行っている行勝(『殿曆』)や、忠実が増養
 ・隆明といった最高の験者たちよりも「近ハ其験勝敷」とする行尊(『富家
 語』二九話)が活躍している。推測に過ぎないがこの場合も彼等が修法を
 行った可能性が少なくない。仮にそうであるならば、兩人ともに寺門の出
 であり、この祭文は三井寺系の定型をふまえている可能性があるというこ
 とになるであろう。さらに、この祭文においては「行疫流行。一切鬼神等」
 とされることから、「行疫流行神」が「鬼神」に分類されているらしいとい
 うことも興味深い。

再度東密からもう一例特殊な例を見ておこう。覚成記・守覚法親王編の
 『澤鈔』である。『澤鈔』には三例、「行疫神」の形で用例が見られるが、

その中で「転法輪法」幢事条に次のような記述が見られるのである。

彼幢廻於二計而上畫十大藥叉形。下畫三大龍王三大天后并日本神等。

(中略)又幢中入白紙若絹畫怨家形本法尺七寸於兩足怨家姓名記之左姓右名又畫行

疫神像五頭天行而令踏怨家頭。又畫不動尊像令踏其腹中也此等皆後佛事出。勞能可令禮也。

他の伝書にはこの様な「行疫神」についての記述が見えず、特殊な記事といえるが、「行疫神」が不動明王と同列にあつかわれ、かつは「五頭天王也」とされる点で、注目されるものである。

さて、ここまでのところ、陰陽道で「疫神」が、東密で「行疫神」、台密で「行疫神」・「行疫流行神」の両方が使われていることが見て取れる。ただし、東密で必ずしも「行疫流行神」を用いなかった訳でもないようである。例えば次の様な例を見てみよう。

敬白

抑三密修行之所吉祥御願之砌ハ仏法護持法味喰受之ヲ為シ降臨影向シ給

外金剛部護法天等・三界所有天衆地類法手、莊嚴令奉ム。殊別ハ護持

星王・御本命元神・當年屬星・諸宿曜等・年内行疫ル行神等・部類眷

屬ヲ惣テ奉始八幡大菩薩・王城鎮守諸大明神乃至六十余州普天率土有勢

無勢大小一切神祇・冥道法手、莊嚴威光倍增ヲ為シ、惣神分ニ般若心經

打 大般若經名。金輪聖王天地長久、御為シ、广カヒルサナ寶号打 金

剛手菩薩打 大聖不動明王打。(後略)

これは金沢文庫に保管される称名寺聖教中の『表白神分等』(20)という枅形本中の記述である。この資料は、東密の一つの中心であった称名寺の聖教中

にこのような「行疫流行神」の用例があること、「神分」という神にかかわる儀式次第中に「行疫流行神」が現れること等を示すものといえる。ただし、一具の全貌が分かっていないこと、すなわち枅形本は修法や儀式次第ごとに分けて綴られる伝書である関係で、多くツレ文書を伴うものであるが、筆者の調査による限りにおいてはこの文書が単独のものであるのかわるいは如何なる文書とツレの関係にあるのかということが不明であること、さらにはこの文書が鎌倉期のものとされていることから、先に了解された事柄がどのあたりまで『今昔物語集』編纂期に適用可能であるかについて猶判然としない憾みがあるのも事実である。なお、この資料によれば当時「行疫流行神」を「ぎようやくるぎようじん」と発音していたらしいということを一言付け加えておきたい。

以上が密教関係資料にあらわれた「行疫神」・「行疫流行神」についてのあらましである。

続いて密教伝書等からはなれて、再び起請文について述べておきたい。起請文における「行疫神」・「行疫流行神」出現の初例は、竹居明夫氏が有史以来一三三三年に至るまでの起請文の神文・罰文をまとめられた「起請文等神文罰文集成ならびに索引(稿)」(21)(一)〜(五)に収載されたものを見る限り、文永三年(一二六六)十二月十七日付の「東大寺世親講衆連署起請文」(整理番号一七四)に

(前略)奉始大仏・四王・八幡三所、仏法擁護春日權現・当時勸請

八大明神・天照大神・賀茂・北野・熊野權現・十万金剛童子・一万

眷屬・都大日本国中有勢無勢大小神祇、当年行疫流行神等、七曜九

曜、二十八宿、十方三世、殊二月堂觀音世親菩薩、自宗高祖諸大師

等(後略)

と出るものであるが、以下永仁四年（一二九六）九月十七日付（整理番号三二二一）・正安元年（一二九九）三月二十七日付（整理番号三三三三）・文保二年（一三二一）十二月二十六日付（整理番号四四三三）・元徳二年（一三三三）〇（四月二十七日付（整理番号五二二三）と続く。初例の出現が一二六六年と『今昔物語集』編纂期より百年以上遅いということは、頭に入れておかなければならないだろう。又これら全てが実は所蔵・所在は別であつても皆、東大寺文書から出ていること、正安元年（一二九九）の一例（当時所流布之行疫神之神罰）を除けば他の用例は「当年行疫流行神」の形であることも注意を要する。東大寺文書の相対的な膨大さによるものとは言いながら、あるいは時代の問題は残りつつも、これら起請文における「行疫神」・「行疫流行神」も又仏教的な背景を指摘し得、かつ逆に時代的な面から見るならば先程見た称名寺聖教中の用例と軌を一にするものと言えるように思われるのである。

さて本章の締めくくりにここまでを総合し、まとめておきたい。

「行疫神」・「行疫流行神」の用例は仏教的文書に多く現れる。管見に入つた限りの資料においては鎌倉末期に近づく程に用例が増える傾向が見られる。その中でも密教伝書特に『行林抄』にそれは顕著である。言及されるにあたっては閻魔天や羅刹天に関わる資料に多く見られ、基本的に神仏列挙の末尾近くに加えられるが、場合によってより早く挙げられることもある。陰陽道における重要性和その関わりは少なくないと推定されるが、資料の少なさによるものではあるが、現在必ずしも明瞭でない。既に先覚が指摘するとおり「五頭天王」すなわち「牛頭天王」との関わりも資料中から窺える。²³

以上を総合するならば、「行疫流行神」及び「行疫神」は同時代的な仏教にとつて無視できない、仏教的意味合い・背景の濃い存在とみなすことが

可能であると結論づけられるものと思われる。

四、巻二十七第十一についての考察

ここでは「行疫流行神」について如上のようなことが指摘できる時、巻二十七第十一について、どのような新たな見方ができるのかということについて述べて行く。

これまで巻二十七第十一について二話二類の点から落着しない部分があつたのは、「神」とされているものを「鬼」に分類できるのか、という問題があるからであつた。このことについては、「行疫流行神」の閻魔天・羅刹天・冥官等との親和性によって一応の説明がつくようである。すなわち右にあげた存在中間魔天および冥官は地獄や冥界といったものとのつながりにおいて「鬼」との関わりが深い。羅刹は、巻二十七において「鬼」か「鬼」でないかの判別の一つの基準とされる「人を食べる」乃至「人を殺す」という特徴を同じく有した存在として『今昔物語集』中であつかわれ、かつ「鬼」と表現される場合が『今昔物語集』中に見出すことが出来る。²⁴ これら閻魔天・羅刹天・冥官等は天部あるいは神と称される存在でありながら、同時に「鬼」の特徴を備えた存在と言えるわけであつて、これらと同じカテゴリーに入ると考えられる「行疫流行神」は、やはり同じように「鬼」と「神」の境界的存在としてそこに存在していると考えられる。

この「行疫流行神」の境界性は、実は思わぬ文献からも傍証が可能である。それは宋代に編纂された『雲笈七籤』である。この書物は宋代の道藏『大宋天宮宝蔵』を編んだ張君房がその精要をまとめたもので、当時の道藏の内容を窺わせる重要な資料であるが、その末に「太上童経靈驗録」が収められ、そこに「行病鬼王」が現れるのである。その中で「行病鬼王」は「啖食生人、莫知其数」とされており、先行研究で指摘されて

きた巻二十七における「鬼」の条件と良く一致することになる。この時、巻二十七第十一に戻って考えてみれば、「行疫流行神」のこのような性質は言及されておらず、本来同根乃至類縁だったと思しき存在の、海を挟んだ分化が進んでいることが了解される。そしてそれは、本来より「鬼」的存在であった「行疫流行神」が少しずつ「神」側に動いていたことを示しているであろう。時代的背景を考えれば、『今昔物語集』のいわゆる「中世の先き取り」現象と相俟って、それが日本における神の概念の変化あるいは確立と関わるようにも思われるのであるが、詳らかではない。

あるいはむしろ先程の見方から一歩進んで、これまで巻二十七を論ずるに際して先行研究が示したカテゴリ分けは妥当と言えるもの、それらは時により大きな「鬼神」といったカテゴリでさらに括りなおせるものであった、と考えることが出来るのではないか。

以上をまとめるならば、今のところ「行疫流行神」が巻二十七第十一にあらわれることはその「鬼」と「神」との境界的性格からくるものであり、その意味では問題がなく、そしてそれは「行疫流行神」についての仏教的位置付けによって支えられるものであって、この巻二十七第十一は仏教的背景を持つ、と結論されるものである。

五、おわりに

「行疫流行神」について分析をすすめることで、巻二十七第十一について新たな側面が明らかになってきた。このことが巻二十七についてどのように反映されるのかについて少し述べておきたい。

ここまで見てきたように、巻二十七について、「行疫流行神」が「鬼」と「神」との境界的性格を有していることを鑑みるならば、実は巻二十七について先行研究が指摘する「鬼」・「靈」・「精」・「野猪」・「野干(狐)」・「神」

の五つの種別は先行研究で言われるほどに必ずしも強固でなく、巻二十七の中でも少しくその扱いに差異があると言えるのではないか。巻二十七の一つの特性が『今昔物語集』編者の手によってこうした存在を弁別してゆくことにある時、そうした揺れがあつて不思議ではないように思うのである。ただし、このことについてはあくまで未詳といえる。

さらには、本朝部乃至『今昔物語集』全体の編纂意識の問題がある。『今昔物語集』研究史、特にここ三十年程においては、『今昔物語集』のいわゆる本朝世俗部の後半巻即ち巻二十六く巻三十一について、王権をめぐる問題意識を重視し、相対的にその仏教的な基礎乃至背景を限定的に見るといふ立場が有力であつた。

殊に巻二十七については、仏教に関わる存在が殆ど出てこないこと等から、仏教的背景を問う考察は殆ど行われてこなかったといつて良い。

しかしながら、これまで見てきたように巻二十七に仏教的背景が有ると考えることでより明確になる事柄がある、ということも又事実なのである。仮に巻二十七に仏教的背景を指摘することが可能であれば、筆者が既に論じてきたように、本朝世俗部後半巻ひいては本朝部全体に仏教的な意識を指摘できるものと思われ、『今昔物語集』の編纂意識についての、これまで*の*いわば二元論的見方から、ゆるやかな一元論的見方への転換が起こりうるであろう。

もっとも、以上二つの問題については、今日上に述べたようなことを確認する局面に至っている訳ではなく、今後更なる考察が必要であることは言をまたない。これらの問題に関しては引き続き次稿において取り上げてゆくこととしたい。さりながら猶これまで見出され得なかつた巻二十七に関する新たな可能性が「行疫流行神」について考察することによって見えてきたように思われる。

今一度「行疫流行神」が仏教的背景の中で「鬼」と親和性を有し、かつそのことで巻二十七が無理なく読めることを確認し、本稿の結論とした。

〔注〕

- 1 『今昔物語集の生成』「靈気と秩序」(森正人、和泉書院、一九八六)、『今昔物語集』五「各巻解説」・「巻末解説」(森正人校注、新日本古典文学大系、岩波書店、一九九六)及び『今昔物語集の形成と構造』「組織構成の展開」(小峯和明、笠間書院初版一九八五、補訂版一九九三)等参照。
- 2 『今昔物語集』五(森正人校注、新日本古典文学大系、岩波書店、一九九六)『今昔物語集を学ぶ人のために』(小峯和明編著、世界思想社、二〇〇四)、猶小峯氏は『今昔物語集の形成と構造』において、巻二十七第十一を「靈」の話とする。注一に挙げた小峯氏による分類と第十一の表題によるものと思われるが同時に第十二を「鬼」の話としており、第十二の内容・表題と小峯氏の分類から考えて、それらの扱いには猶疑問が残るものと思われる。
- 3 『今昔物語集』四(馬淵和夫・国東文麿・稲垣泰一校注、新日本古典文学全集、小学館、二〇〇一)
- 4 『起請文の精神史—中世世界の神と仏』(佐藤弘夫、講談社メチエ、講談社、二〇〇六)。猶この他の起請文についての研究として千々和到氏や竹居明男氏に多くの御論考がある(竹居氏については注21も参照)。
- 5 『平安道文』(竹内理三編、東京堂出版、一九四七—一九八〇)
- 6 『東大寺封戸荘園并寺用帳』(天曆四年、〇二五七番、東大院文書三ノ三十二)ならびに『造東寺年終帳』(長保二年、〇四〇五番、東寺文書甲)の用例
- 7 『日本陰陽道書の研究』(中村璋八、汲古書院、一九八五)
- 8 筑波大学蔵『敦煌文書 スタインコレクション』(マイクロ紙焼)
- 9 『敦煌と道教』(金岡照光、『道教』3) 酒井康順・山崎宏・木村英一・酒井忠夫監修、平河出版、一九八八)
- 10 『別行抄』(寛助、『大正新修大藏經』七八巻、大藏出版、一九三三)
- 11 『秘藏金寶抄』(美運、『大正新修大藏經』七八巻、大藏出版、一九三三)

- 14 『行林抄』(静然、『大正新修大藏經』七六巻、大藏出版、一九三三)筆者の調査では書誌が明確ならざるため、参考としてここで述べおくに留めるが、十二天供の儀軌である『供養十二天威徳天報恩品』(不空訳、『大正新修大藏經』第二十一巻、大藏出版、一九二八)の間魔天に関する記述に「焰魔天與諸五道冥官太山府君司命行疫神餓鬼等。俱來入壇同時受供。」とある。
- 15 『朝野群載』(黒板勝美、国史大系、吉川弘文館、一九六四)
- 16 『江談抄』(中外抄・富家語)(後藤昭雄・池上洵一・山根對助校注、新日本古典文学大系、岩波書店、一九九七)
- 18 『殿曆』(藤原忠実、東京大学史料編纂所、大日本古記録、岩波書店、一九六〇—一九七〇)
- 19 『澤抄』(寛成記・守覚法親王編、『大正新修大藏經』七八巻、一九三三) 称名寺蔵・金沢文庫保管『表白神分等』(三三八箱一三五番、枳形本、鎌倉) (マイクロ紙焼)
- 20 『起請文等神文・罰文集成ならびに索引(稿)』—貞永元年(一一三三)まで(竹居明男、『人文学』一五八号、同志社大学人文学会、一九九五・一一)
- 21 『起請文等神文・罰文集成ならびに索引(稿)』(二) —天福元年(一一三三)から弘安五年(一一八二)まで(竹居明男、『人文学』一六〇号、同志社大学人文学会、一九九六・一一)
- 22 『起請文等神文・罰文集成ならびに索引(稿)』(三) —弘安六年(一一八三)から正安二年(一一三〇)まで(竹居明男、『人文学』一六二号、同志社大学人文学会、一九九七・一一)
- 23 『起請文等神文・罰文集成ならびに索引(稿)』(四) —正安三年(一一三〇)から文保二年(一一三一)まで(竹居明男、『人文学』一六四号、同志社大学人文学会、一九九八・一一)
- 24 『起請文等神文・罰文集成ならびに索引(稿)』(五) —文保三年(一一三一)から元弘三年(一一三三)まで、付追補(竹居明男、『人文学』一六四号、同志社大学人文学会、一九九八・一一)
- 25 『東大寺世親講衆連署起請文』(文永三年(一一二六) — 十二月二十七日付、鎌倉遺文九六三〇、整理番号一七四)
- 26 『久長起請文』(永仁四年(一一二九) — 九月十七日付、鎌倉遺文一九一四五、百巻本東大寺文書、整理番号三三二)
- 27 『貞玄起請文』(正安元年(一一九九) — 六月二十五日付、鎌倉遺文二〇一四五、東京大学蔵東大寺文書、整理番号三三三)

- 23 「東大寺衆徒連署起請文」(文保二年(一三二八)二月二十六日付、鎌倉遺文二六九一〇、百卷本東大寺文書、整理番号四四三)
 「憲明・懷舜連署起請文」(正徳二年(一三三〇)四月二十七日付、鎌倉遺文三二〇二〇、京都大学蔵東大寺文書、整理番号五二二三)
 このとき、「八永起請文」や「東大寺衆徒連署起請文」中の神仏中に同時に「祇園」の名が見えることは、「行疫流行神」と牛頭天王の関係を考える時重要であろう。
- 24 例えば卷十七の「籠鞍馬寺遁羅刹鬼難僧語第四十三」では羅刹鬼とも鬼とも称され、僧を食べようとする。卷十二第二十八の表題は「肥後書生免羅刹難語」であるが、本文中では羅刹の語は用いられず鬼とのみ出、やはり鬼は書生を食べようとする。
- 25 『雲笈七籤』(張君房編、李永晟点校、道教典籍選刊、中華書局、二〇〇三)。なお「行病鬼王」の用例は、大正蔵本『三宝感応要略録』にも一例みられ、より「行疫流行神」に近い性質を持つのであるが、これについては近時尊経閣本の翻刻・出版が予定されている状況に鑑み、今後の課題として残すこととしたい。
- 26 猶、「神」・「鬼」・「鬼神」の問題について、前田雅之氏に「(神)の存在形態―周縁的存在としての(神)」(『今昔物語集の世界構想』(前田雅之、笠間書院、一九九九)がある。
- 27 『今昔物語集』本朝世俗部の仏教的背景―卷二十八をめぐって(松城梓、『日本語と日本文学』39号、筑波大学国語国文学会、二〇〇四・八月)ならびに『今昔物語集』本朝世俗部の仏教的背景―卷二十六をめぐって(松城梓、『日本語と日本文学』41号、筑波大学国語国文学会、二〇〇五・八月)

(ふなぎ あずさ 筑波大学人文社会科学研究所 学生)